

災害時等歯科保健医療提供体制整備事業
(歯科診療器材等整備事業) 公募要項

1 目的

本要項は、令和 8 年度に厚生労働省が実施する予定である災害時等歯科保健医療提供体制整備事業へ申請する事業者を決定するため、応募に関する手続等について示す。

2 応募可能な事業の実施主体（応募主体）

災害時等において歯科保健医療を提供することができる、東京都内に大学歯学部を設置する法人。

3 事業内容

災害時等において歯科保健医療を提供するために必要な器具・器材や車両等を整備するもの。

4 補助対象となる器具・器材や車両等

災害時等に歯科保健医療活動を実施するために必要であり、かつ、歯科保健医療の提供に直接的に資するもの（車両については、保守費用等の諸経費は除く。）であることを原則とする。

なお、補助対象となるものは、原則、本体購入費用分であることに留意されたい。

また、消耗品も含めることも差し支えないが、使用期限等を超えたものの補充等については独自で行うことを前提とする。

加えて、購入を検討する器具・器材等が災害時等の歯科保健医療活動にどのように資するものであるか、対外的にわかりやすく具体的に説明できるように整理した上で購入の検討を行うこと。

5 補助基準額等

本事業に係る補助金の交付については、下記のとおりであるが、最終的な経費については厚生労働省が定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」等の定めるところによる。

（補助率）10/10

（基準額）19,000 千円程度

6 事業期間

東京都が補助金の内示をした日から令和 9 年 3 月 31 日まで

7 提出書類

次の書類を作成し、以下「8 提出方法」に示す応募方法により提出すること。

（1）事業実施計画書

（2）過去 3 か年分の予算

（3）購入品のカタログ

8 提出方法

電子データ及び郵送（1部）それぞれを下記担当宛提出すること。

（担当）東京都保健医療局医療政策部医療政策課歯科医療担当 田中

メールアドレス：Kanae_1_Tanaka@member.metro.tokyo.jp

住所：〒163-8001 新宿区西新宿 2－8－1

9 提出期限

令和8年2月27日（金曜日）必着

10 事業採否の決定方法について

（1）提出があった法人の計画について、東京都歯科保健対策推進協議会で以下のポイントについて審査し、総合的な評価を行い、優先順位を付けた上で2法人程度を採択し、厚生労働省へ申請を行う。

【審査の主なポイント】

- ・事業目的や内容は、本事業の背景・目的に沿っているものであるか。
- ・事業実施計画書は、手法が具体的・効果的で実現可能なものか。
- ・事業実施上、効率的な体制が構築されており、問題なく執行できるか。
- ・所要額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的・具体的な積算となっているか。
- ・過大な経費が計上されていないか 等

（2）厚生労働省から内示があった法人を本事業の補助予定者とする。

11 留意事項

（1）本事業の補助対象者は最終的に厚生労働省が決定するため、必ずしも補助予定者とならないことに留意すること。

（2）災害時における応急歯科診療だけでなく、歯科保健医療等についても協力すること。

具体的には、日本歯科医師会又は東京都歯科医師会が実施するJDAT標準研修会等へ積極的に職員を受講させ、災害時に東京都歯科医療救護班等として、歯科医師、歯科衛生士等の職員を派遣する体制を整えること。